4.2.　（略）
4.3.　前部霧灯
4.3.1.～4.3.5.　（略）
4.3.6.　方向
4.3.6.1.　垂直方向
4.3.6.1.1.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lm以下の場合は、運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフ（前部霧灯の照射方向を調節する際に用いる光の明暗の区切線をいう。以下同じ。）の初期傾斜は、－1.0％以下でなければならない。
4.3.6.1.2.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lmを超える場合は、次に掲げる要件に従うものとする。
4.3.6.1.2.1.　（略）
4.3.6.1.2.2.　運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、自動車製作者により0.1％以内の精度で指定されるものとする。
　当該初期傾斜の指定値は、別紙５に示す記号により、前部霧灯又は自動車製作者が自動車に貼付するプレートの近傍に、明瞭に読み取ることができ、かつ、容易に消えない方法又は4.2.6.1.1.に規定する表示と組み合わせる方法で表示しなくてはならない。この場合において、表示する初期傾斜の指定値は、4.3.6.1.2.1.に従って定めるものとする。
4.3.6.2.　前部霧灯照射方向調整装置
4.3.6.2.1.　独立式灯火等又は集合式灯火等にかかわらず前部霧灯照射方向調整装置を備える場合には、垂直傾斜が別紙３に規定するすべての静的条件下において、4.3.6.1.2.1.に規定する限度に適合しなければならない。
4.3.6.2.2.　（略）
4.3.6.2.3.　前部霧灯照射方向調整装置は、4.3.6.1.2.1.に規定する下方への垂直傾斜の限度を超えない場合に限り、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて前部霧灯から発するビームの垂直傾斜を自動的に変化させることができる。
4.3.6.2.4.　（略）
4.3.7.～4.3.9.　（略）
4.4.～4.8.　（略）
4.9.　制動灯及び補助制動灯
4.9.1.～4.9.5.　（略）
4.9.6.　電気結線
4.9.6.1.　（略）
4.9.6.2.　制動灯及び補助制動灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車を制御している場合に点滅する構造とすることができる。
4.9.7.・4.9.8.　（略）
4.10.～4.29.　（略）
別紙１～別紙14　（略）
別添112　後付消音器の技術基準
Ⅰ　（略）
Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準
1.　（略）

4.2.　（略）
4.3.　前部霧灯
4.3.1.～4.3.5.　（略）
4.3.6.　方向
4.3.6.1.　垂直方向
4.3.6.1.1.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lm以下の場合は、運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、－1.0％以下でなければならない。
4.3.6.1.2.　各前部霧灯に対する光源の目標光束が2,000lmを超える場合は、次に掲げる要件に従うものとする。
4.3.6.1.2.1.　（略）
4.3.6.1.2.2.　運転者席に１人（75kg）を乗せた非積載状態で調節する前部霧灯の照射光のカットオフの初期傾斜は、自動車製作者により0.1％以内の精度で指定されるものとする。
　当該初期傾斜の指定値は、別紙５に示す記号により、前部霧灯又は自動車製作者が自動車に貼付するプレートの近傍に、明瞭に読み取ることができ、かつ、容易に消えない方法又は4.2.6.1.1.に規定する表示と組み合わせる方法で表示しなくてはならない。この場合において、表示する初期傾斜の指定値は、4.3.6.1.2.2.1.に従って定めるものとする。
4.3.6.2.　前部霧灯照射方向調整装置
4.3.6.2.1.　独立式灯火等又は集合式灯火等にかかわらず前部霧灯照射方向調整装置を備える場合には、垂直傾斜が別紙３に規定するすべての静的条件下において、4.3.6.1.2.2.1.に規定する限度に適合しなければならない。
4.3.6.2.2.　（略）
4.3.6.2.3.　前部霧灯照射方向調整装置は、4.3.6.1.2.2.1.に規定する下方への垂直傾斜の限度を超えない場合に限り、自動車の周囲に発生する濃霧その他視認性が低下する状況に応じて前部霧灯から発するビームの垂直傾斜を自動的に変化させることができる。
4.3.6.2.4.　（略）
4.3.7.～4.3.9.　（略）
4.4.～4.8.　（略）
4.9.　制動灯及び補助制動灯
4.9.1.～4.9.5.　（略）
4.9.6.　電気結線
4.9.6.1.　（略）
4.9.6.2.　制動灯及び補助制動灯は、運転者異常時対応システムが当該自動車の制動装置を操作している場合に点滅する構造とすることができる。
4.9.7.・4.9.8.　（略）
4.10.～4.29.　（略）
別紙１～別紙14　（略）
別添112　後付消音器の技術基準
Ⅰ　（略）
Ⅱ　市街地加速走行騒音有効防止後付消音器の技術基準
1.　（略）